

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 10 月 16 日（木） 午前 10 時 15 分～午前 10 時 25 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、2 番 荒川 義孝、6 番 今原 ゆかり、10 番 北川 広人、

12 番 柴口 征寛

オブザーバー

議長（3 番）神谷 直子、 副議長（9 番）長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

1 令和 7 年 9 月定例会の追加議案について

（1）追加議案の説明について

（2）追加議案の取り扱いについて

2 意見書（案）について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

《議 題》

1 令和7年9月定例会の追加議案について

(1) 追加議案の説明について

委員長 それでは当局の説明を求めますが、着席のままで結構ですので、お願いいたします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座にて御説明させていただきます。

それでは、令和7年9月定例会に追加させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、一般議案1件、補正予算1件の計2件をお願いするものでございます。

続きまして、議案書をお願いいたします。

議案第65号は、港小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約について、発生土処分費用の増額により、契約金額を17億5,780万円から18億4,800万円に変更するに当たり、高浜市議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、必要な御議決をお願いするものであります。

契約の相手方は、刈谷市の株式会社近藤組でございます。

詳細につきましては、参考資料の3ページをお願いいたします。

変更理由といたしましては、掘削した土に瓦ガラの混入が確認されたため、瓦混じり土処分費を増工するもので、本変更契約により9,020万円の増額となります。主な増工内容としましては、瓦混じり土2,408.7立方メートルの処分費として6,800万円、運搬費などその他関連工事として2,220万円を見込むものでございます。

続きまして、議案第66号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第7回）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ925万9,000円を追加し、補正後の予算総額を196億4,411万7,000円といたすものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、神明町地内のあいち中央農業協同組合所有の土地及び建物と本郷町地内の市所有の土地を交換するための交換差金について、建物評価額に対する消費税分を増額いたすものでございます。

3款2項3目家庭支援費は、いちごプラザの空調設備が故障したため、空調設備の更新に係る工事費を新たに計上いたすものでございます。

10款4項1目幼児教育費は、公立幼稚園における令和7年12月から令和8年3月までの給食提供について、デリバリー方式による給食提供を継続することとなったことに伴い、必要な費用を増額いたすものでございます。

以上が、9月定例会に追加させていただきます案件でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対する質疑を許します。委員外議員の皆さんにも質疑の許可をしたいと思います。

質疑なし

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は退席をお願いいたします。

(2) 追加議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） それでは説明させていただきます。

ただいま説明のありました議案第 65 号及び議案第 66 号につきましては、10 月 23 日、第 5 日に、既に上程されております議案の日程が全て終了した後に、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明したとおりに決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 意見書（案）について

委員長 10 月 3 日の各派代表者会議において、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）について協議した結果、全会一致で案のとおり、

提出者を鈴木勝彦議員、賛成者を各会派の代表者として提出することが決定いたしました。

本意見書（案）の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

説（事務局 主任） それでは説明させていただきます。

本意見書（案）の取扱いについては、意見案第1号として10月23日、第5日の議事日程に含めることとし、先ほど説明のありました追加議案についての日程が終了した後に、意見案の上程、説明、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま、事務局が説明したとおりに決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

本日の案件はこれで全て終了となりますけれども、先ほど議長挨拶のときにおっしゃったように、今回初めて陳情、請願に変更してから初めてのパターンで意見書が提出されるという形になります。もう一つのパターンが何かというと、議長が受け取ったときに副議長と相談の上、議長から直接、議会運営委員会に諮ってくださいというパターンが考えられます。これは今回はこのパターンではありません。皆さん方のほうから、お配りした陳情のほうからこれを取り上げたほうがいいということで挙げていただいたというパターンですので、こういった形で、たとえこれが郵送であろうが、市外から来たものであろうが、きちんと判断をしてやっていくというスタイルがまさに今回示されるわけですので、十分にこれを御理解の上、また御記憶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前10時25分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長